巻末資料４

事業者向け報告会の発表資料

2023/3/3
林野庁委託事業成果報告会
クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引き：
リスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス

クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引きの概要説明

公益財団法人 地球環境戦略研究機関
生物多様性と森林領域 主任研究員 鮫島弘光

手引き作成の目的

- 本手引きは2016年制定のクリーンウッド法に対応したもの
- クリーンウッド法では、事業者が木材等を利用する場合に合法伐採木材等を利用することを努力義務として定められるとともに、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項として、合法性確認に関する事項が定められている
- 本委託事業では、事業者が木材の合法性確認をより円滑に行うための手引きを作成した

手引き概要

【はじめに／本手引きの目的】

【解説編】

- 違法伐採を取り巻く状況
- 合法性確認（デュー・デリジェンス）とは何か？
- リスクベースアプローチによる合法性確認を行うとなぜよいのか？

【実務編】

- 1、2章　合法性確認の全体像
- 3～6章　合法性確認の具体的な手順
  （フローチャート・チェックリスト）

【解説編】

1．違法伐採を取り巻く状況

- 違法伐採が引き起こす問題
  - 森林の持つ多面的機能（国土の保全、水源涵養、気候変動緩和等）に負の影響を与える可能性
  - 不当な価格競争力によって、林業・木材産業の健全な発展に支障をもたらす可能性
- 違法伐採対策の重要性の高まり
  - 米国、EU、オーストラリア、韓国、中国等で違法伐採木材の取り扱いに対する法令等の整備が進んでいる
  - 木材産業の振興や木材利用の推進について社会的な応援を得ていく上で、事業者が、取り扱う木材の合法性確認をしていることを示すことの重要性が増している
- 我が国のこれまでの違法伐採対策
  - 2006年 グリーン購入法改正、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」
    - 合法木材が公共調達の要件となる　→　近年では民間需要も拡大
  - 2016年**クリーンウッド法**制定（2017年より施行）
    - 全ての事業者に対し、木材等の利用にあたって、合法伐採木材等の利用の努力が義務づけられる
    - 木材関連事業者に対し、その具体的な処置として、合法性の確認が求められる

2．木材等の合法性確認（デュー・デリジェンス）の意義

通常の商取引における書類確認（売買契約書、納品書等）だけでは、調達する木材等が**違法伐採由来である可能性（違法伐採リスク）**を十分排除しているとは言えない場合がある

→　**合法性確認（デュー・デリジェンス）**が求められる

→　事業者の経営リスク管理や企業価値の向上にも重要

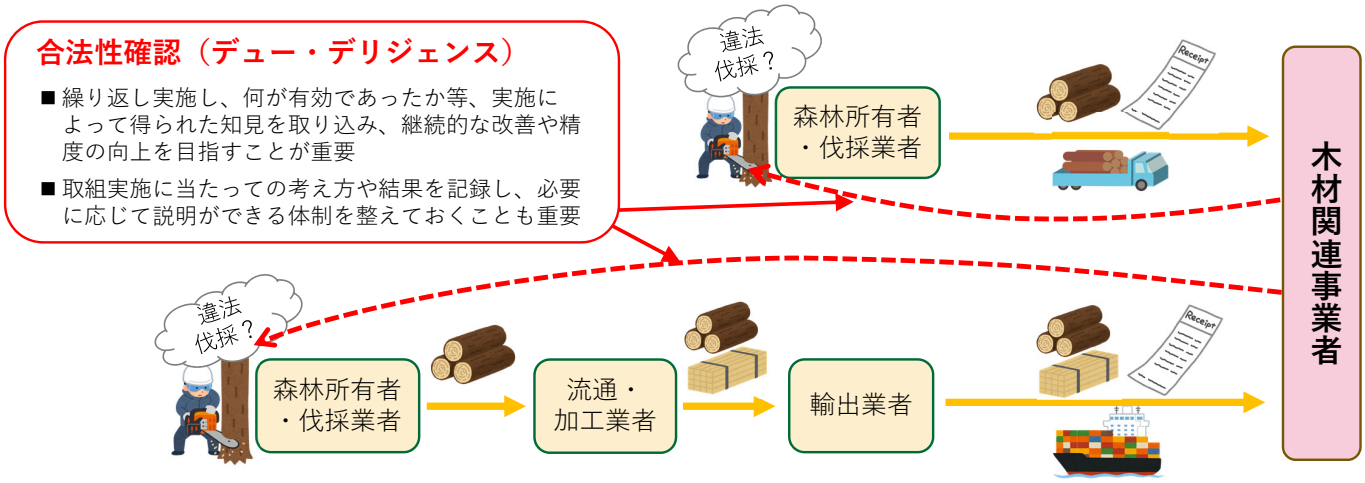

3．リスクベースアプローチによる合法性確認の有効性

様々な木材等について同程度の合法性確認を行うのは非効率
→　**違法伐採リスクの大きさに応じた優先順位付け**や、**念入りな確認**

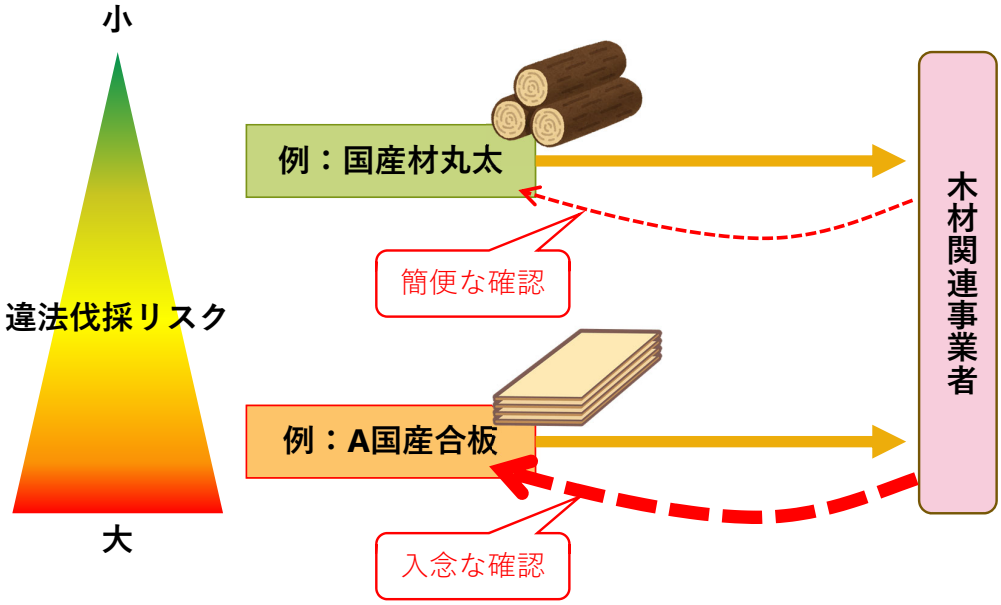

【実務編】

1．本手引きの対象事業

- 第一種木材関連事業
  - ■ 国内の樹木の所有者から譲り受けた丸太の加工・輸出・販売、原木市場における委託販売
  - ■ 木材等（丸太や製品）の輸入

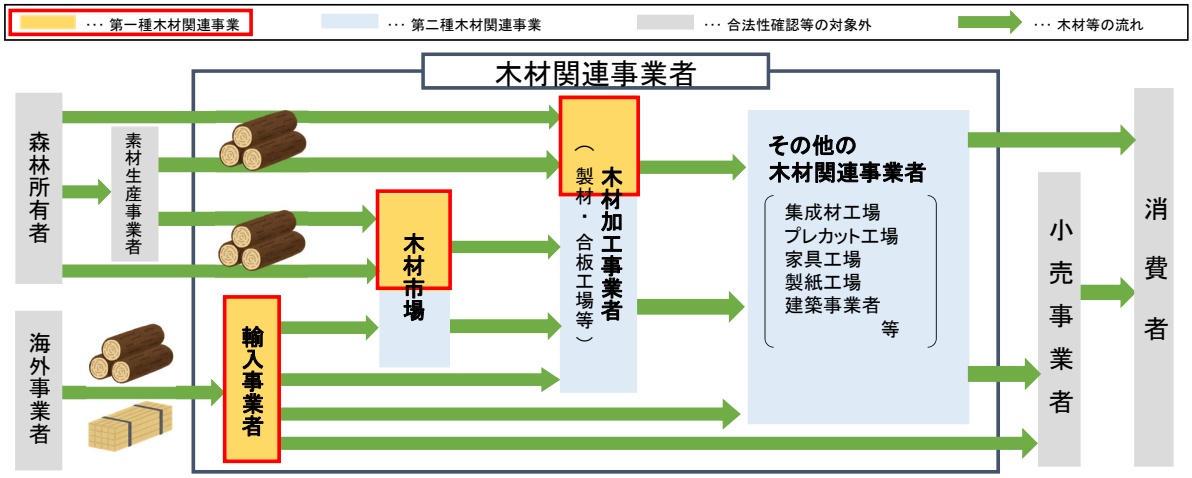

- それ以外の木材関連事業は「第二種木材関連事業」
- 単一の事業者が第一種、第二種の両方の事業を行っている場合も存在

2．合法性確認（デュー・デリジェンス）の手順

- リスクベースアプローチに基づく手順
  - 手順１：書類の収集
  - 手順２：書類の確認・リスク評価

    → リスクが無視できると評価したものは合法性が確認できたと判断
  - 手順３：リスクが無視できないと評価したものに対するリスク緩和措置（追加的情報収集とリスク再評価、又は取引回避）

【手順や評価項目を整理しておくメリット】
- 合法性確認の効率化
- 社内での業務標準化
- 調達先にどのような木材等が欲しいか明示できる
- 客観的に合法性確認をしていることを対外的に説明する根拠

⇒ 手引きでは手順や評価項目を例示、そのまま活用することも ひな形として活用することも可能

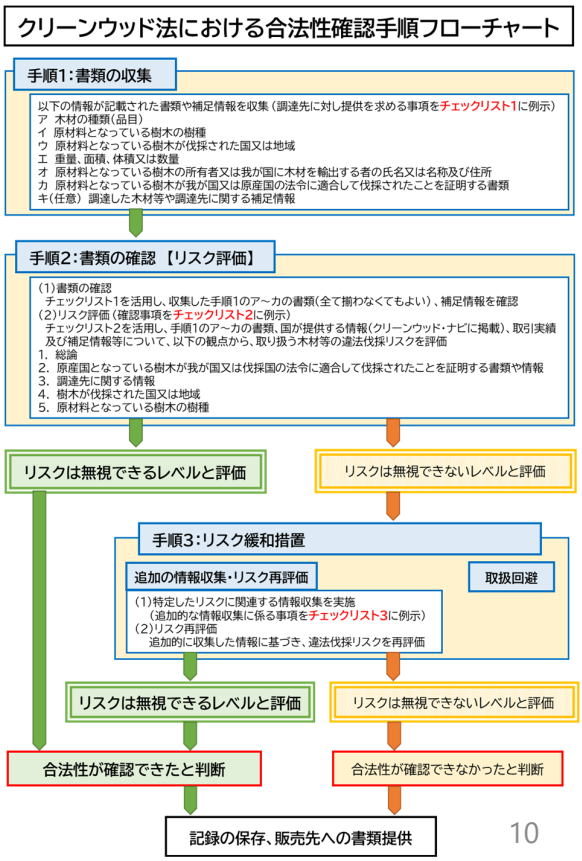

3．チェックリスト

- 本手引きでは手順１～３で使用できるチェックリスト１～３の例示を行う
- 事業者は、このチェックリストをそのまま使うこともできる。また、これを参考に事業体または業界団体で独自のものを作成することも可能

※　１セットのチェックリストは１回の取引を対象とすることも、同一製品の一定期間の取引を対象とすることも考えられる。

チェックリスト１：
木材等の調達先に対し提供を求める事項

チェックリスト２：
木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項

チェックリスト３：
リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項

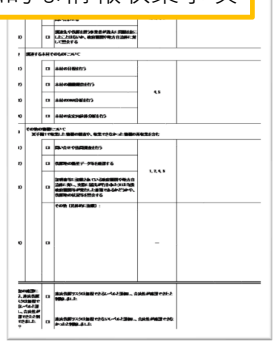

4．手順１：書類の収集

- 調達先（国産材：樹木の所有者、輸入材：輸出者）に以下の事項が記載された書類の**提供**を求める

※　一部しか収集できなかったとしても手順2に進む

ア　法令に適合して伐採されたことを証明する書類
イ　調達先の氏名、名称、住所
ウ　伐採国又は地域
　※調達先の国ではないこともあることに注意
エ　樹種名
オ　木材等の種類（品目）
カ　重量、面積、体積、数量
キ　＜任意＞ア～カ以外で、合法性確認に役立つ補足情報：調達先の認証や認定、合法伐採木材等の供給に関する契約等

A　国内における樹木の伐採に係る法令に基づく行政手続き書類の詳細な例

※　国内の行政手続き書類は上記の複数の事項が記載されている可能性があるため、A欄を活用することで書類収集の効率化が可能

チェックリスト1

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日：　年　月　日

取引内容：
取引相手：
担 当 者：
責 任 者：

チェックリスト1　木材等の調達先に対し提供を求める事項　社内管理番号：

	事項	収集した書類（該当するものを選択）	自由記載欄
ア	原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	□ **国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□ **外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	
イ	原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所：	□ **売買契約書**	
		□ 通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	
		□ **国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□ **外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	
ウ	樹木が伐採された国又は地域：	□ 通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	
		□ **国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□ **外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	
エ	原材料となっている樹木の樹種名：	□ **納品書**	
		□ **売買契約書**	
		□ 通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	
		□ **国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□ **外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	
オ	木材等の種類（品目）：	□ **納品書**	
		□ **売買契約書**	
		□ 通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	
		□ その他（具体的に記載）：	
カ	重量、面積、体積、数量：	□ **納品書**	
		□ **売買契約書**	
		□ 通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	
		□ その他（具体的に記載）：	
キ	補足情報	□ 第三者機関による認証の証明書等（**森林認証**、合法性検証等）	
		□ 林野庁ガイドラインに基づく**合法木材供給事業者認定書**	
		□ その他（具体的に記載）：	
A	国内の行政手続き書類の詳細	□ 伐採及び伐採後の造林の届出書（**伐採造林届**）（伐採届を受けて市町村から発出される**適合通知書**又は**確認通知書**を含む）	
		□ **森林経営計画**（森林経営計画の認定書を含む）	
		□ 開発行為に係る許可の申請書及び許可書（いわゆる**林地開発許可書**）	
		□ 保安林又は保安施設地区における立木の伐採に係る許可書及び許可決定通知書（**保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書**　等）	
		□ 国有林野事業に関する売買契約書	
		□ その他（具体的に記載）：	

チェックリスト１の使用方法

枠あり	：基本的な使用方法
枠なし	：より効果的な使用方法

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日：　　年　　月　　日

取引内容：
取引相手：
担 当 者 ：
責 任 者 ：

チェックリスト1　木材等の調達先に対し提供を求める事項　　　社内管理番号：

事項			収集した書類（該当するものを選択）	自由記載欄
ア	原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	□	**国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□	**外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□	その他（具体的に記載）：	
イ	原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所：	□	**売買契約書**	
		□	通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	
		□	**国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□	**外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□	その他（具体的に記載）：	
ウ	樹木が伐採された国又は地域：	□	通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	
		□	**国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□	**外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□	その他（具体的に記載）：	

当該事項について、記載のある書類をチェック

当該事項について、記載のある書類の具体的名称を記入

記載情報を記入

5．手順２：書類の確認・リスク評価

- チェックリスト１で収集した書類の確認

↓

- チェックリスト２を用いた**リスク評価**

20のリスク評価項目を設定

1. 総論
2. 法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報
3. 調達先の事業者
4. 伐採国又は地域
5. 樹種

↓

- 総合的なリスク評価→**合法性確認の判断**

チェックリスト2

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項　　　社内管理番号：

…ず、下位の項目の確認は省略可能です。

No.	寄与度 大	中	小	確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
1 総論						
(1)	□			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	□			調達する木材等の全量についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)		□		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			□	調達する木材等の一部についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	□			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		□		調達した木材等について、森林認証（FSCやPEFC）や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)		□		調達した木材等について、林野庁ガイドライン（平成18年）に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			□	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			□	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3 調達先に関する情報						
(1)	□			調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)		□		調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)		□		調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	
(4)			□	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域						
(1)	□			伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	
(2)		□		伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種						
(1)	□			調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	
(2)		□		調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	□			調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	
(4)		□		植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)			□	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	

上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？

□	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
□	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ	

チェックリスト２の使用方法 ①

枠あり ：基本的な使用方法
枠なし ：より効果的な使用方法
枠なし ：解説

低リスク評価寄与度を３段階に設定

該当する項目にチェック

チェックした根拠を記入

入れ子構造：低リスク評価寄与度の上位の項目が確認できれば、下位の項目は省略可能

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項

「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。

No.	低リスク評価寄与度 大	中	小	確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
1 総論						
	□			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	□			調達する木材等の全量についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)		□		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			□	調達する木材等の一部についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	□			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		□		調達した木材等について、森林認証（FSCやPEFC）や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)		□		調達した木材等について、林野庁ガイドライン（平成18年）に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			□	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			□	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

チェックリスト２の使用方法 ②

枠なし ：項目の解説

丸太、製材、単板、単一の材料でできている集成材等が該当

公的機関が発行した書類の他、森林認証や林野庁ガイドラインに基づき事業者が発行した合法性証明書等も、法令に適合して伐採されたことを証明する書類とみなせます。
※ただし公的な証明書も含め、証明書のみで合法性が確認できたと自動的に判断できるわけではなく、他の確認項目も勘案して総合的に判断することが求められます。
※事業者に対する認証や認定ではないことに注意

伐採地から調達先までの取引関係の情報の把握も低リスク評価に寄与

No.	低リスク評価寄与度 大	中	小	確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
1 総論						
(1)	□			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	□			調達する木材等の全量についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)		□		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			□	調達する木材等の一部についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	□			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		□		調達した木材等について、森林認証（FSCやPEFC）や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)		□		調達した木材等について、林野庁ガイドライン（平成18年）に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			□	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			□	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

チェックリスト２の使用方法 ③

3 調達先に関する情報					
(1)	□			調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ
(2)		□		調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ
(3)		□		調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ
(4)			□	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域					
(1)	□			伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ
(2)		□		伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ
5 原材料となっている樹木の樹種					
(1)	□			調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ
(2)		□		調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ
(3)	□			調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ
(4)		□		植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ
(5)			□	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ

森林認証や合法木材供給事業者認定等

トランスペアレンシー・インターナショナルなどの公表している指数などが参考になる

我が国ではクリーンウッド法が相当、海外についてはクリーンウッド・ナビに情報あり

樹木の種や属を把握している

「SPF」や国産材における「その他広葉樹」等、生物学的には複数の属を含むが、範囲が明確なもの
※ 商品名のみしか明らかでない場合があることに注意

樹種によっては植林木と天然木で違法伐採リスクが大きく異なる
（チーク、マホガニー等）

チェックリスト２の使用方法 ④

枠あり ：基本的な使用方法
枠なし ：より効果的な使用方法

(5)			□	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？					
	□			違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
	□			違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ	

大項目１～５の結果から、事業者自身が評価・判断を行う
※事業者自身が判断基準を設けることも考えられる

評価・判断を行った理由を記入

6．手順３：リスク緩和措置
（追加的情報収集とリスク再評価、又は取引回避）

チェックリスト２において違法伐採リスクが無視できないと評価したもののみに行う

- チェックリスト３を用いた**追加的情報収集・合法性確認の再判断**

  【追加の情報収集の内容（例）】
  - 取引関係者に関する情報
  - 調達する木材そのものに関する情報
  - その他の情報（※　手順１で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む）

- **取引回避**

チェックリスト3

チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項

社内管理番号:

			追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号（No.）	自由記載欄
1	取引関係者について				
(1)		□	直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	
(2)		□	同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)		□	調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2	調達する木材そのものについて				
(1)		□	木材の目視を行う	4, 5	
(2)		□	木材の組織観察を行う		
(3)		□	木材のDNA分析を行う		
(4)		□	木材の安定同位体分析を行う		
3	その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む				
(1)		□	問い合せや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	
(2)		□	伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)		□	証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		
(4)		□	その他（具体的に記載）：	–	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？		□	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
		□	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました		

チェックリスト３の使用方法 ①

			追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号（No.）	自由記載欄
1	取引関係者について				
(1)		□	直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	
(2)		□	同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)		□	調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2	調達する木材そのものについて				
(1)		□	木材の目視を行う	4, 5	
(2)		□	木材の組織観察を行う		
(3)		□	木材のDNA分析を行う		
(4)		□	木材の安定同位体分析を行う		
3	その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む				
(1)		□	問い合せや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	
(2)		□	伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)		□	証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		
			その他（具体的に記載）：		

枠あり：基本的な使用方法

枠なし：より効果的な使用方法

枠なし：項目の解説

取引関係者に関する追加情報を収集

実施した方法をチェック

樹種や伐採国の直接確認

以下の情報を記入
- 具体的な収集方法
- 収集した情報の内容
- 追加情報に基づくリスク評価（必要に応じて外部情報も活用）

取引先や同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に対する問い合わせや確認

チェックリスト３の使用方法 ②

枠あり ：基本的な使用方法

枠なし ：より効果的な使用方法

			他（具体的に記載）：		
(4)		□		–	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？		□ □	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました 違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました		

再評価・判断を行った理由を記入

追加的情報収集の結果から、事業者自身がリスク再評価・合法性確認の再判断を行う
※事業者自身が判断基準を設けることなども考えられる

【手引きの活用に向けて】

- チェックリストの詳細については有識者・専門家でも様々な意見
  - チェックリスト２のリスク評価項目、「低リスク評価寄与度」や入れ子構造の設定
  - チェックリスト３の構造

- 手引きの活用に当たって
  - 今回の手引きは唯一絶対のものではない
  - 自社の状況や世の中の変化に合わせて、リスク評価項目や、どれを重視するか等を見直していくことが重要
  - 合法性確認の継続を通じて、精度の向上を図っていく（PDCAを回す）ことが重要

⇒　手引きをきっかけに、各事業体・業界が、自分なりのデュー・デリジェンスに取り組んでいただくことを期待

【参考】林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」

（http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html ）

- クリーンウッド法の制度解説、登録木材関連事業者に関する登録の方法・登録事業者一覧、合法性確認の方法等に関する手引・Q&A、分かりやすい動画等を発信。
- 国別情報として、35の国や地域（令和４年12月現在）について、木材等の生産及び流通の状況、合法伐採木材等に関連する法令や手続、合法性の確認に活用できる書類の事例等を掲載。
- 登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例を掲載。

2023/3/3
林野庁委託事業成果報告会
クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引き：
リスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス

合法性確認の仮想実施
事例紹介

認定NPO法人 国際環境NGO FoE Japan
森林チームリーダー　佐々木勝教

仮想実施の目的

- 手引きを活用した合法性確認の具体例を示し、手引きの利用を促進する

仮想実施の手順

- 事業者から提供を受けた実際に輸入の際に確認している書類を一部改変し、仮想の輸入事例を作成
- 以下の木材製品について、フローチャートに沿って、チェックリストを用いた合法性確認を仮想的に実施
  ①インドネシア合板、②オーストリア製材、③中国集成材

①インドネシア合板

輸出国と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
インドネシア合板	V-Legal（政府の合法性証明書）	メランティ、ファルカタ	インドネシア	リスクは無視できると判断	－

- 継続的に取引のあるインドネシアのB社から輸入する合板に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。
- B社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。
- その結果、商品が届くまでに、①～⑨の書類の提供を受けた。

① Contract（契約書）
② Commercial Invoice（コマーシャル・インボイス）
③ Packing List（梱包明細書）
④ Certificate of Species（樹種証明書）
⑤ Report of Testing（試験報告書）
⑥ Bill of Lading（船荷証券）
⑦ Certificate of Origin（原産地証明書フォームAJ）
⑧ ISPM 15(国際貿易における木材こん包材の規制)
⑨ V-LEGAL（合法性証明書）

① インドネシア合板

チェックリスト1

各事項について事項記載のある書類にチェック

	事項	収集した書類（該当するものを選択）		自由記載欄
ア	原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	□	国内の行政手続書類（事項A参照）	
		■	外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	⑨V-LEGAL
		□	その他（具体的に記載）：	
イ	原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所：B 社	■	売買契約書	①Contract（契約書）
		■	通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	②Commercial Invoice（コマーシャル・インボイス） ③Packing List ④Certificate of Species（樹種証明書） ⑥Bill of Lading（船荷証券）
		□	国内の行政手続書類（事項A参照）	
		■	外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	⑨V-Legal
		■	その他（具体的に記載）：	④Certificate of Species（樹種証明書）
		□	通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
ウ	樹木が伐採された国又は地域：インドネシア	□	国内の行政手続書類（事項A参照）	
		■	外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	⑨V-Legal ⑦Certificate of Origin（原産地証明書フォームAJ）
		□	その他（具体的に記載）：	

書類に記載されていた情報を記載

収集した書類の具体的名称を記載
※必ずしも全ての収集書類を転記しなくてもよい

枠あり ：基本的な使用方法
枠なし ：より効果的な使用方法

入手した書類に基づく対応

✓ ⑨ V-Legalの書類に記載されている事項を選択してチェック

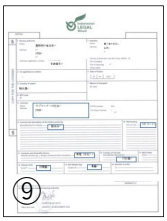

✓ その他の書類についても同様にチェック

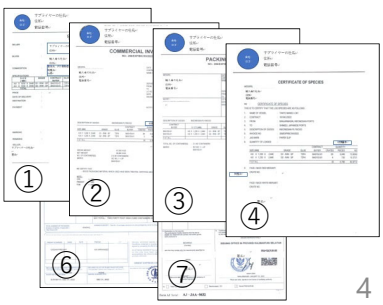

① インドネシア合板

チェックリスト1

エ	原材料となっている樹木の樹種名： メランティ(フェースバック)、ファルカタ(中芯)	□	納品書	
		■	売買契約書	①Contract(契約書)
		□	通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
		□	国内の行政手続書類（事項A参照）	
		■	外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	③V-Legal
		■	その他(具体的に記載)：	④Certificate of Species(樹種証明書)
オ	木材等の種類(品目)： 合板	□	納品書	
		■	売買契約書	①Contract(契約書)
		■	通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List
		■	その他(具体的に記載)：	④Certificate of Species(樹種証明書) ⑦Certificate of Origin(原産地証明書フォームAJ) ⑨V-Legal
カ	重量、面積、体積、数量： 〇〇m3	□	納品書	
		■	売買契約書	①Contract(契約書)
		■	通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ⑤Bill of Lading(船荷証券)
		■	その他(具体的に記載)：	③Packing List ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑤Bill of Lading(船荷証券) ⑨V-Legal
キ	補足情報	□	第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等)	
		□	林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書	
		□	その他(具体的に記載)：	

【収集できた書類に記載されていた事項】
ア　合法性の根拠：V-Legal
（政府の合法性証明書）
イ　輸出者の名称：B社
ウ　伐採国：インドネシア
エ　樹種：メランティ、ファルカタ
オ　品目：合板
カ　数量：〇〇㎥
キ　補足情報：なし

V-Legal書類にはア～カの全ての情報について記載があったが、イ～カについては他の書類でも確認できた
※V-Legal書類のみでチェックリスト１を完成させることも可能ですが、収集した書類同士の整合を図る意味においても、根拠となる書類を全て記載することは有効

前ページと同様にチェック、記載

① インドネシア合板

・チェックリスト１を活用しつつ、収集した書類を確認
・該当する項目にチェック

枠あり：基本的な使用方法
枠なし：より効果的な使用方法
枠なし：考え方の解説

チェックリスト2

No.	低リスク評価寄与度 大	中	小	確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
1 総論						
(1)	■			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	■			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は〇〇m3の合板で、その全量についてインドネシアで伐採されたメランティおよびファルカタであり、V-Legalによる合法性証明材であることを確認した。
(3)		□		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			□	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	■			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		□		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)		□		調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			□	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			□	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

法令に適合して伐採されたことを証明する公的書類（V-Legal）を収集できたためチェック

チェックした根拠を記入

① インドネシア合板

伐採国の汚職認識指数（CPI）は高いとは言えないが、外部の情報源から、当該製品の違法性リスクは低いと評価

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

3 調達先に関する情報					
(1)	□		調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)		■	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)		□	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	
(4)		□	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域					
(1)	□		伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	木材合法性検証システム（SVLK）が整備されているが、腐敗認識指数（CPI）は34と高いとは言えない。
(2)		■	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	チャタムハウスの森林ガバナンスと合法性ではFair～Good、合板の違法性リスクは比較的低いと評価されている。
5 原材料となっている樹木の樹種					
(1)	■		調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	ファルカタは一種だが、メランティはサラノキ属の多数の種を含むと考えられる。
(2)		■	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	■		調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	メランティはインドネシアに自然分布し、ファルカタは広く植栽されている。双方ともに禁伐対象ではない。
(4)		□	植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	ファルカタのみ植林木
(5)		□	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？					
	■		違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		・公的な合法性証明（V-Legal）が得られている。 ・また、BL等の取引書類、原産地証明書、樹種証明書により、情報が多重的にカバーされていることから、違法リスクが低いと判断。
	□		違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ		

【合法性の判断結果と根拠】公的な合法性証明があり、かつ取引書類により情報が多重的にカバーされていることから、違法リスクが低いと判断

判断の根拠を記載

②オーストリア製材

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
オーストリア製材	なし ※調達先は森林認証（CoC）取得しているが、合法性証明書なし	White Wood（オウシュウトウヒ）	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	• 調達先への問い合わせにより、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認 →リスクは無視できると評価

- 継続的に取引のあるオーストリアのC社から輸入する製材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。
- C社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。
- その結果、商品が届くまでに、①～⑦の書類の提供を受けた。

① Sales confirmation（売買確認書）
②Invoice（インボイス）
③Package specification（パッケージ仕様）
④Way Bill（貨物運送状）
⑤⑥⑦調達先のPEFC-CoCの認証書

②オーストリア製材

各事項について事項記載のある書類にチェック

枠あり	：基本的な使用方法
枠なし	：より効果的な使用方法
枠なし	：考え方の解説

チェックリスト1

	事項	収集した書類（該当するものを選択）	自由記載欄
ア	原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	□ **国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□ **外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	
イ	原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所： C 社 オーストリア	■ 売買契約書	①Sales confirmation（売買確認書）
		■ 通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	②Invoice ③Package specification（パッケージ仕様） ④Way Bill（貨物運送状）
		□ **国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□ **外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	
ウ	樹木が伐採された国又は地域： 不明	□ 通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	
		□ **国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□ **外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	

書類に記載されていた情報を記載

伐採国又は地域の情報なし
※製材がオーストリアで行われたことがわかるのみ

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし
※調達先はCoC認証（PEFC）を取得しているが、認証材との表示なし

入手した書類に基づく対応

✓ ①～④の書類に記載されている事項をチェック

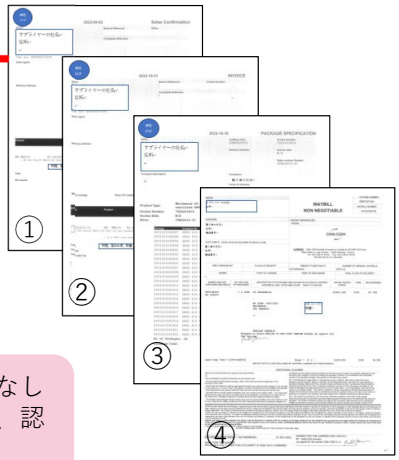

②オーストリア製材

チェックリスト1

エ	原材料となっている樹木の樹種名： White Wood(オウシュウトウヒ)	□ **納品書**	
		■ **売買契約書**	①Sales confirmation（売買確認書）
		■ 通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	②Invoice ③Package specification（パッケージ仕様） ④Way Bill（貨物運送状）
		□ **国内の行政手続書類**（事項A参照）	
		□ **外国政府等が発行する伐採に関する許可書**等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	
オ	木材等の種類（品目）： 製材	□ **納品書**	
		■ **売買契約書**	
		■ 通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	
		□ その他（具体的に記載）：	
カ	重量、面積、体積、数量： OOm3	□ **納品書**	
		■ **売買契約書**	①Sales confirmation（売買確認書）
		■ 通関時に必要となる書類（**仕入書（インボイス）**等）	②Invoice ③Package specification（パッケージ仕様） ④Way Bill（貨物運送状）
		□ その他（具体的に記載）：	
キ	補足情報	■ 第三者機関による認証の証明書等（**森林認証**、合法性検証等）	⑤⑥⑦ 調達先のPEFC-CoCの認証書
		□ 林野庁ガイドラインに基づく**合法木材供給事業者認定書**	
		□ その他（具体的に記載）：	

【収集できた書類に記載されていた事項】
ア　合法性の根拠：なし
イ　輸出者の名称：C社
ウ　伐採国：なし
エ　樹種：WhiteWood（オウシュウトウヒ）
オ　品目：製材
カ　数量：〇〇㎥
キ　補足情報：PEFC-CoCの認証書

書類により、アとウの情報は得られなかったが、キの補足情報が得られた。

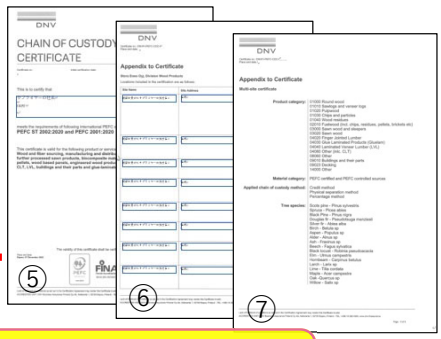

前ページと同様にチェック、記載

②オーストリア製材

チェックリスト2

・チェックリスト１を活用しつつ、収集した書類を確認
・該当する項目にチェック

枠あり：基本的な使用方法
枠なし：より効果的な使用方法
枠なし：考え方の解説

No.	低リスク評価寄与度 大	中	小	確認内容	チェックリスト1の番号	自由記載欄
1 総論						
(1)	■			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	□			調達する木材等の全量についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)		■		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			■	調達する木材等の一部についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は〇〇m3の製材で、その全量がWW（オウシュウトウヒ）であることを確認。少なくとも一部はオーストリアで伐採されたものであるが、全量かは不明。
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	□			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		□		調達した木材等について、森林認証（FSCやPEFC）や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	製品がCoC認証材であることが、取引書類から確認できない。
(3)		□		調達した木材等について、林野庁ガイドライン（平成18年）に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			□	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			□	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

チェックした根拠を記入

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし
※調達先は事業体としてCoC認証（PEFC）を取得しているが、認証材との表示なし

②オーストリア製材

チェックリスト2

3 調達先に関する情報						
	□			調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)		■		調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)		■		調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先のPEFCのCoC認証証書を確認。
(4)			■	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域						
(1)	□			伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	製品はオーストリアから輸入しているが、伐採国はオーストリア以外の第三国も含む可能性を棄却できない。
(2)		□		伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種						
(1)	■			調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	オウシュウトウヒ
(2)		□		調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	□			調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	伐採国不明のために確認できない
(4)		□		植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)			□	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	

伐採国不明のため、評価できない

伐採国不明のため、評価できない

【合法性の判断結果と根拠】
伐採国が不明であり、**リスクは無視できない**と判断

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？			
	□	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
	■	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ	製品に使用された原材料の伐採国を確認できなかった。また、調達先がPEFC認証を受けていることは確認できたが、取引書類に認証材の記載はなかった。

判断の根拠を記載

②オーストリア製材

チェックリスト3

		追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号（No.）	自由記載欄
1	取引関係者について			
(1)	■	直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	調達先に問い合わせを行い、当該製品の原材料（原木）の調達先を確認
(2)	□	同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)	□	調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2	調達する木材そのものについて			
(1)	□	木材の目視を行う	4, 5	
(2)	□	木材の組織観察を行う		
(3)	□	木材のDNA分析を行う		
(4)	□	木材の安定同位体分析を行う		
3	その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1)	■	問い合せや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	・原木の伐採地は複数あったが、全てオーストリア国内で、調達先事業者による合法性の確認が行われていることを確認。 ・オーストリアは汚職・腐敗が行われている可能性が低いと評価（2022年のCPI指標：71） ・オーストリアは違法伐採対策の法律であるEUTRが施行されている（クリーンウッド・ナビ）。
(2)	□	伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)	□	証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		
		その他（具体的に記載）：		

実施した方法にチェック

収集した情報の内容を記載

取引関係に関する追加情報を収集

- 伐採地に関する追加情報を収集
- 伐採地のリスク評価（外部情報を活用）

②オーストリア製材

(4)	□	その他（具体的に記載）：	－	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	■	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		伐採国はオーストリアであり、違法伐採リスクは低いと判断した
	□	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました		

判断の根拠を記載

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

調達先への問い合わせにより、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認
→リスクは無視できると判断

③中国集成材

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
中国集成材	なし ※調達先は森林認証（CoC）取得しているが、合法性証明書なし	Red Wood （オウシュウアカマツ） ※JAS製材のため種名が明らか	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	• 調達先への問い合わせにより、原料（製材）の調達先はドイツ、スウェーデンの２事業者であることを確認 • ドイツ、スウェーデンの2事業者がHPで公開している合法性確保に関する取組や、森林認証取得を確認 →リスクは無視できると評価

- 新規の取引先である中国のD社から輸入する集成材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。
- D社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。
- その結果、商品が届くまでに、①～⑤の書類の提供を受けた。

①売買契約書
②Commercial Invoice（コマーシャル・インボイス）
③Packing List（梱包明細書）
④Bill of Lading（船荷証券）
⑤森林認証（PEFC-COC）証書

③中国集成材

チェックリスト1

各事項について事項記載のある書類にチェック

事項		収集した書類（該当するものを選択）	自由記載欄
ア	原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	□ 国内の行政手続書類（事項A参照）	
		□ 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	
イ	原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所： D社	■ 売買契約書	①売買契約書
		■ 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	②Commercial Invoice（コマーシャル・インボイス） ③Packing List ④Bill of Lading（船荷証券）
		□ 国内の行政手続書類（事項A参照）	
		□ 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	
ウ	樹木が伐採された国又は地域： 不明	□ 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
		□ 国内の行政手続書類（事項A参照）	
		□ 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
		□ その他（具体的に記載）：	

書類に記載されていた情報を記載

枠あり：基本的な使用方法
枠なし：より効果的な使用方法
枠なし：考え方の解説

入手した書類に基づく対応

✓ ①～④の書類に記載されている事項をチェック

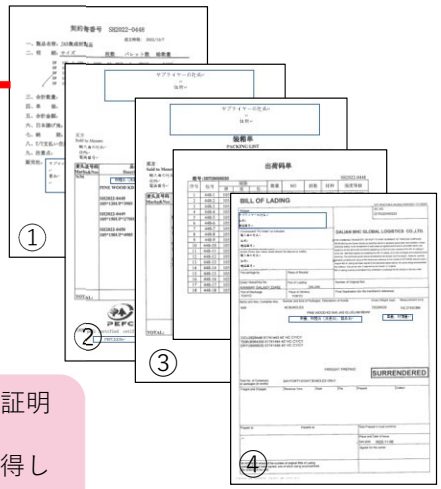

伐採国又は地域の情報なし
※集成材の製造が中国で行われたことがわかるのみ

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし
※調達先はCoC認証（PEFC）を取得しているが、認証材との表示なし

③中国集成材

チェックリスト1

エ	原材料となっている樹木の樹種名： Red Wood	□	納品書	
		□	売買契約書	
		■	通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)
		□	国内の行政手続書類（事項A参照）	
		□	外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類	
		□	その他(具体的に記載)：	
オ	木材等の種類(品目)： 集成材	□	納品書	
		■	売買契約書	①売買契約書
		■	通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)
		□	その他(具体的に記載)：	
カ	重量、面積、体積、数量： 〇〇㎥	□	納品書	
		■	売買契約書	①売買契約書
		■	通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)
		□	その他(具体的に記載)：	
キ	補足情報	■	第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等)	⑤森林認証(PEFC-COC)証書
		□	林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書	
		□	その他(具体的に記載)：	

【収集できた書類に記載されていた事項】
ア　合法性の根拠：なし
イ　輸出者の名称：D社
ウ　伐採国：なし
エ　樹種：RW（オウシュウアカマツ）
オ　品目：製材
カ　数量：〇〇㎥
キ　補足情報：PEFC-CoCの認証書

書類により、アとウの情報は得られなかったが、キの補足情報が得られた。

⑤

前ページと同様にチェック、記載

③中国集成材

チェックリスト2

・チェックリスト１を活用しつつ、収集した書類を確認
・該当する項目にチェック

No.	低リスク評価寄与度 大	中	小	確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
1 総論						
(1)	■			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	□			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は〇〇m3のマツ集成材であるが、伐採国や合法性の根拠は不明。
(3)		■		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			□	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	□			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		□		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	調達先はPEFC認証を取得しているが、取引書類からは、調達した製品がCoC材であることが確認できない。
(3)		□		調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			□	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			□	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

枠あり	：基本的な使用方法
枠なし	：より効果的な使用方法
枠なし	：考え方の解説

チェックできなかった根拠を記入

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし
※調達先はCoC認証（PEFC）を取得しているが、認証材との表示なし

③中国集成材

チェックリスト2

3 調達先に関する情報				
(1)	□	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	□	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	■	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先はPEFC認証を取得している
(4)	■	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域				
(1)	□	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	伐採国が不明
(2)	□	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種				
(1)	■	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	Red Wood(オウシュウアカマツ)
(2)	■	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総枠を把握しています	エ、キ	
(3)	□	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	伐採国不明のために確認できない
(4)	□	植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	□	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
	□	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
	■	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ		伐採国が記載してある書類はなく、欧州、ロシアなど原材料をどこから輸入しているか不明。

伐採国不明のため、評価できない

伐採国不明のため、評価できない

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

【合法性の判断結果と根拠】
伐採国が不明であり、**リスクは無視できない**と判断

判断の根拠を記載

③中国集成材

チェックリスト3

					追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号（No.）	自由記載欄
1	取引関係者について						
(1)			■		直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	・調達先の事業者から、原材料(製材)の調達先が、ドイツ、スウェーデンの2製材事業者であることを記載した書類を取得。 ・2事業者のHPを確認し、丸太の主な調達先についての情報を参照。 ・また、合法性確保に関する取り組みを公表しており、森林認証などを取得していることを確認。 ・2事業者はEUTRの対象国に所在していることから、違法伐採木材を原材料としているとは考えにくい。
(2)			■		同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)			□		調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2	調達する木材そのものについて						
(1)			□		木材の目視を行う	4, 5	
(2)			□		木材の組織観察を行う		
(3)			□		木材のDNA分析を行う		
(4)			□		木材の安定同位体分析を行う		
3	その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む						
(1)			□		問い合せや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	
(2)			□		伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)			□		証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		

実施した方法にチェック

収集した情報の内容を記載

・取引関係に関する追加情報を取集
・原材料の調達先を特定
・調達先の所在する地域について、外部の情報を活用

③中国集成材

(4)		□	その他（具体的に記載）：	－	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できなかったか？		■ □	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました 違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました	伐採国は特定できなかったが、製材の調達先はEUTR対象国における信頼できる事業者であり、違法伐採リスクは低いと評価した。	

判断の根拠を記載

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

調達先への問い合わせにより、川上の事業者を特定。原材料の調達状況と合法性確認の取組を確認。
→リスクは無視できると判断

仮想実施5事例〔報告書には本日を発表を含めた５事例を掲載予定〕

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
米国丸太	なし	ダグラスファー	米国	自社の認証林からの木材であり、違法伐採リスクは無視できると判断	
カナダ製材	PEFC	ダグラスファー	カナダ	リスクは無視できると判断	
オーストリア製材	なし	White Wood（オウシュウトウヒ）	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	• 調達先へ問い合わせ、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認 →リスクは無視できると判断
インドネシア合板	V-Legal	メランティ、ファルカタ	インドネシア	リスクは無視できると判断	
中国集成材	なし	Red Wood（オウシュウアカマツ）	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	• 調達先へ問い合わせ、原料（製材）の調達先はドイツ、スウェーデンの２事業者であることを確認 • これら事業者がHPで公開している合法性確保に関する取組等を確認 →リスクは無視できると判断

注意事項

- 今回示した事例の評価、判断は一つの例であり、同じ書類を得ても

  ①情勢の変化

  ②事業者

  ③デュー・デリジェンスの精度向上

  などによって異なる評価、判断が行われることは十分に考えられる

- これらの事例と同様のケースにおいて、今回示した書類を全て集めなければ、合法性確認（デュー・デリジェンス）を実施できない又は、合法性が確認できたと判断できない、ことを示しているわけではない

まとめ：仮想実施の工夫と活用のお願い

- 今回の仮想実施は、日本に輸入される木材のボリュームゾーンを対象とした
- 手順１の多くの項目は、通常の取引書類の記載情報でカバーできる
- 手順１では主に合法性の根拠と伐採国情報が得にくいが、他の項目の情報から違法伐採リスクが無視できると評価するケースを示した
- イメージしづらいとの指摘が多い手順３に至る事例を２事例作成した

➡ 事業体の状況に合わせて、手引きと仮想実施を活用ください